

令和4年度 ロータリー学業支援奨学資金 募集要項

◆ 目的

下記の受給資格を満たし、高知県内国公立大学に進学した者の学業を支援するための奨学資金を給付し、社会において有為な高知県人を育成することを目的とする。

◆ 受給資格

下記のすべての条件を満たす者を対象とする。

- 1 高知市に居住し公立高等学校を令和4年3月末に卒業する者、または高知市以外の市町村に居住し高知市近隣の公立高等学校を令和4年3月末に卒業する者
- 2 学業、人物ともに優れ、学習意欲が旺盛で、かつ、経済的援助を必要とする者
(選考にあたり、父母等保護者の「最新所得証明書」を提出して頂きます。)
- 3 当該高等学校卒業後、高知県内国公立大学に進学する者
(現役で合格した者に限る。)
- 4 年4回(6月・10月・12月・2月)の夜間例会に3回程度参加できる者(無料)

◆ 給付月額

月10,000円(給付された資金は返還する必要はない。原則4年間給付する。)

◆ 給付期間

4年間

◆ 募集人員

2名以内(選考のうえ、決定する。)

◆ 選考方法

面接・作文(400字詰め原稿用紙2~3枚)

◆ 選考日時、会場

4月下旬~5月初旬(応募者含め、日程調整)

◆ 他の奨学金との併用

可

◆ 申請方法

- 1 提出書類
(1)別紙申請書
(2)入学した大学の合格通知書のコピー(入学後に、在学証明書)
- 2 提出期限 令和4年3月25日
- 3 提出先

高知市本町3丁目2-15 高知新聞放送会館6階

国際ロータリー第2670地区

高知ロータリークラブ 青少年奉仕委員会 あて

- 次の場合は給付が取消しまたは一時停止されます。

- ・当該大学を退学した場合(取消し)
 - ・本人が給付を辞退した場合(取消し)
 - ・死亡した場合(取消し)
 - ・給付することが不相当である場合(取消し)
 - ・休学したとき、その他給付することが不相当である場合(一時停止)
- (注:毎年度4月に在学を証明する書類の提出が必要です。)

◆ 問合せ窓口

国際ロータリー第2670地区 高知ロータリークラブ事務局

(高知新聞放送会館6階 TEL 088-824-8660)

◆ 給付団体

国際ロータリー第2670地区 高知ロータリークラブ

事務局 高知市本町3丁目2-15 高知新聞放送会館6階

TEL 088-824-8660

年 月 日

高知ロータリークラブ会長 様

申請者 郵便番号

住 所

フリガナ

氏 名



生年月日

電話番号

(本人と連絡がとれる番号)

ロータリー学業支援奨学資金給付申請書

ロータリー学業支援奨学資金の給付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

卒業した公立高等学校の名称	
在学している 大学、学部、学科の名称	